

扶助対象及び支給額

扶助対象	支給額	
	公定価格 ※12 (国による制度設計)	区独自扶助 ※13 (区扶助要綱)
1. 乳児等通園支援給付費（基本分） ※3		
(1) 0歳児クラス（生後6か月以降児）	子ども1人1時間あたり1,700円 (月10時間まで)	子ども1人1時間あたり1,700円 (月11時間以上80時間まで)
(2) 1歳児クラス	子ども1人1時間あたり1,400円 (月10時間まで)	子ども1人1時間あたり1,400円 (月11時間以上80時間まで)
(3) 2歳児クラス（満3歳未満児）		
(4) 2歳児クラス（満3歳になった日以後、最初の3月31日まで）		子ども1人1時間あたり1,400円 (月1時間以上80時間まで)
2. 乳児等通園支援給付費（加算分） ※4		
(1) 障害児加算 ※5 → 提供体制を確保した上で、障害児を受け入れた場合		
0歳児クラス（生後6か月以降児）～2歳児クラス（満3歳未満児）	子ども1人1時間あたり 600円 (月10時間まで)	子ども1人1時間あたり 600円 (月11時間以上80時間まで)
2歳児クラス（満3歳になった日以後、最初の3月31日まで）		子ども1人1時間あたり 600円 (月1時間以上80時間まで)
(2) 医療的ケア児加算 ※6 → 看護師等を配置した上で、医療的ケア児を受け入れた場合		
0歳児クラス（生後6か月以降児）～2歳児クラス（満3歳未満児）	子ども1人1時間あたり2,500円 (月10時間まで)	子ども1人1時間あたり2,500円 (月11時間以上80時間まで)
3歳児クラス（満3歳になった日以後、最初の3月31日まで）		子ども1人1時間あたり2,500円 (月1時間以上80時間まで)
(3) 要支援家庭のこども加算 ※7 → 要支援家庭のこどもを受け入れた場合		
0歳児クラス（生後6か月以降児）～2歳児クラス（満3歳未満児）	子ども1人1時間あたり 600円 (月10時間まで)	子ども1人1時間あたり 600円 (月11時間以上80時間まで)
3歳児クラス（満3歳になった日以後、最初の3月31日まで）		子ども1人1時間あたり 600円 (月1時間以上80時間まで)
(4) 初回対応加算 → 事前面談及び事後面談を実施した場合		
0歳児クラス（生後6か月以降児）	1回あたり 1,700円	
1歳児クラス		
2歳児クラス（満3歳未満児）	1回あたり 1,400円	
(5) 生活困窮家庭等負担軽減加算 → 該当世帯の利用料の減額を行った場合 ※本公募による選定を受ける場合は、利用料を0円とすることを条件としているため、この加算は対象外。		
ア) 生活保護世帯	子ども1人1時間あたり 300円 (月10時間まで)	
イ) 非課税・ウ) 低所得世帯・エ) 要支援家庭等	子ども1人1時間あたり 200円 (月10時間まで)	
(6) 賃借料加算 → 賃貸物件において実施した場合		
	子ども1人1時間あたり 200円 (月10時間まで)	
(7) 特別地域加算 ※区内の事業者が実施する場合は対象外。 → 離島や山村地域等において実施した場合		
	子ども1人1時間あたり 300円 (月10時間まで)	
(8) 保護者支援面談加算 → 利用期間中に面談を実施した場合		
	1回あたり 1,400円	
3. 預かり体制強化加算（区独自加算） ※8・9・10		
→ 専任または本事業（基準外職員）との兼任職員を配置した場合		
保育士資格あり		所定労働時間1時間あたり2,042円
保育士資格なし		所定労働時間1時間あたり1,832円
単年度あたりの上限額		実施日数に応じた額 ※11 1日以上104日以下 … 7,968,000円 105日以上208日以下…12,398,000円 209日以上 …14,596,000円

- ※1 運営費において、算定基礎となる子どもの年齢は、当該子どもの年度当初の年齢をいう。
- ※2 この表において「満3歳になった日」とは、3歳の誕生日の前日をいう。
- ※3 基本分については、利用者の都合による利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルに限り、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして算定の対象とする。ただし、当該時間を活用してその他の子どもの預かりを実施した場合、当初に利用を予定していた子どもの利用予定時間は算定の対象としないものとする。
- ※4 同一の子どもの利用に際して、「障害児加算」、「医療的ケア児加算」、「要支援家庭のこども加算」を同時に算定することはできず、いずれか一つを選択して算定しなければならない。また、利用者の都合による当日の利用キャンセルがあった場合、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして加算の対象とする。ただし、当該時間を活用してその他の児童の預かりを実施した場合、当初の利用予定児童の利用予定時間は加算の対象としないものとする。
- ※5 この表において「障害児」とは、「障害児加算」の対象となる認定を受けた者をいう。
- ※6 この表において「医療的ケア児」とは、「医療的ケア児加算」の対象となる認定を受けた者をいう。
- ※7 この表において「要支援家庭」とは、「要支援家庭のこども加算」の対象となる認定を受けた者をいう。
- ※8 預かり体制強化加算の対象となる職員は、本事業の専任又は保育所等の基準外職員（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号）に規定する公定価格における充足すべき職員に該当しないものをいう。）との兼任であることを条件とし、保育士資格のない職員については、国及び東京都が定める研修の受講を必須とする。
- ※9 預かり体制強化加算において、算定基礎とする対象職員の所定労働時間の合計は、事業者が実施施設ごとに定める提供時間数（利用者一人当たりの1月当たりの利用時間の数に、1月当たりの利用定員の数乗じて得られた数のこと。）を当該施設における上限とする。
- ※10 預かり体制強化加算の加算を請求する場合は、扶助費の申請時に、当該申請書において本事業に従事した職員の構成について、所定の様式を添付すること。
- ※11 この表において「実施日数」とは、本事業を利用する子どものうち、3歳に達する日（3歳の誕生日の前日のこと。）以後の子ども1人以上が利用した日の数、及び支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間（10時間）を超える利用のある子ども1人以上が利用した日の数の合計をいう。なお、これらが重複する日は1日として計算するものとする。
- ※12 区外で認定を受けた子どもが区内の施設を利用する場合は、当該認定を行った自治体に実施事業者が直接請求するものとする。
- ※13 区内で認定等を受けた子どもが区内の施設を利用した場合に限る。